平成２３年（フ）第５０号
宮崎県延岡市昭和町２丁目2201番地
債務者　山部　祐子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第５７号
宮崎県延岡市桜園町80番地１
債務者　中島　富夫
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第４１号
宮城県大崎市古川李埣３丁目７番24号
債務者　谷口さなえ（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
福井県坂井市丸岡町四ツ屋第９号７番地
債務者　西田　佳孝
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５７号
福井市木田町15番地１
債務者　牧野　和之
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６６号
福井市日之出４丁目１番15号
債務者　荒井　輝子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６８号
福井市和田３丁目709番地　アモリールタウンＡ棟
債務者　荒井　義之
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７４号
福井市西木田５丁目12番14号
債務者　新井順子こと　尹　　順子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８１号
福井市豊岡１丁目12番16号　コロナハイツ２―202
債務者　中川　堅介
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８４号
福井市二の宮２丁目12番14号　フェルティ二の宮303号室
債務者　小玉　　彰
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８６号
福井市花月５丁目５番20号　水島マンション１－Ａ
債務者　飯岡　俊之
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８７号
福井市花月５丁目５番20号　水島マンション１－Ａ
債務者　飯岡　恵美
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
兵庫県宝塚市川面６丁目６番１号　若松荘107号
債務者　大藏　純也
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１０８号
兵庫県宝塚市安倉中３丁目３番２―202号、前住所大阪府大阪市淀川区加島４丁目２番21号
債務者　木原　陽佑
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１１７号
兵庫県宝塚市中山五月台６丁目１番14―206号
債務者　新見代利子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１２７号
兵庫県伊丹市山田６丁目５番49―301号
債務者　源　知佳代（旧姓石原）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１９号
兵庫県豊岡市三坂町１番11号
債務者　新井　勝彦
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係